

「秋田県看護職員修学資金」の 返還免除要件が変わります！

ポイント

- (1) 返還免除対象施設に**200床以上の病院を追加**
((地独)秋田県立病院機構及び秋田県立療育機構を除く)
- (2) 200床以上の病院へ就職した場合、**免除要件期間は7年**
(200床未満の病院等へ就職した場合は、5年)
- (3) 訪問看護事業所へ就職する場合の、**実務経験要件を廃止**

制度の概要

(1)対象者

- ・看護職員を養成する大学、短期大学又は専修学校等の在学者
- ・卒業後直ちに県内の医療機関等で看護職員の業務に従事しようとする意思を有する者。

(2)貸与月額

- ・大学院生
〔国内〕 83,000円、〔国外〕200,000円
- ・保健師・助産師・看護師学校養成所在学生
〔国公立〕32,000円、〔私立〕36,000円
- ・准看護師学校養成所在学生
〔国公立〕15,000円、〔私立〕21,000円

(3)返還免除対象施設と免除要件期間

- | | | |
|----|---|--|
| 5年 | { | ①一般診療所、②200床未満の病院、③精神病院、
④旧老人病院、⑤国立病院機構の設置する医療機関、
⑥介護老人保健施設、⑦介護医療院 等 |
| 7年 | | 200床以上の病院 (R7入学生より追加) |

詳細については下記連絡先まで問合せください

問合せ：秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室

メール：ishikakuho@pref.akita.lg.jp

TEL:018-860-1410

FAX:018-860-3883

